

平成31年3月26日

平成30年地方公務員給与実態調査結果等の概要

平成30年地方公務員給与実態調査結果等の概要について、別添のとおりとりまとめましたので公表します。

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当：高橋調査官・橘高係長・小比類巻係長

電話：03-5253-5551(直)

FAX：03-5253-5553

平成30年地方公務員給与実態調査結果等のポイント

ラスパイレス指数(全団体加重平均)

○ 平成30年4月1日現在 99.2 (前年 99.2 ±0)

※ラスパイレス指数:全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

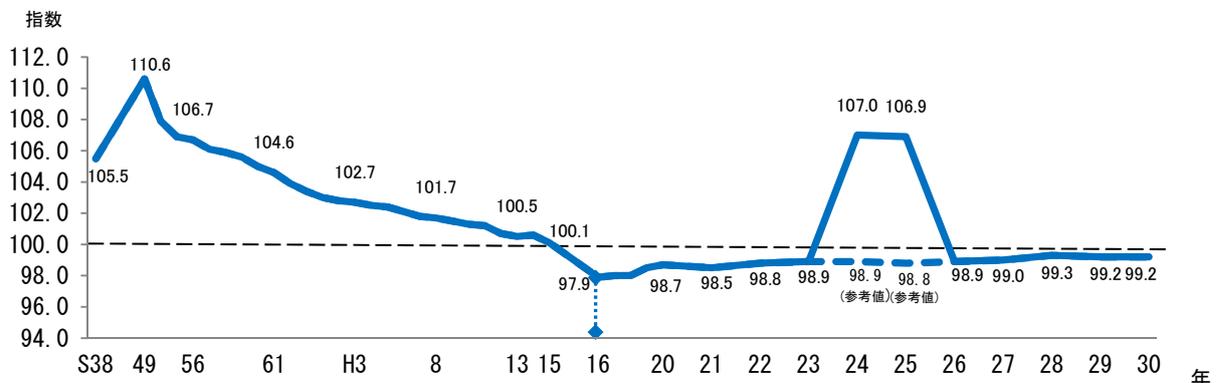
(1) 団体区分別平均

区 分	S49.4.1	H29.4.1	H30.4.1	増 減	
				S49→H30	H29→H30
全地方公共団体平均	110.6	99.2	99.2	△ 11.4	0.0
都道府県	111.3	100.2	100.1	△ 11.2	△ 0.1
指定都市	116.1	99.9	100.3	△ 15.8	0.4
市	113.8	99.1	99.1	△ 14.7	0.0
町村	99.2	96.4	96.4	△ 2.8	0.0
特別区	—	99.6	100.1	—	0.5

(2) 団体区分別最高値・最低値

区 分	H30.4.1			
	最高値		最低値	
都道府県	102.5	神奈川県	95.3	鳥取県
指定都市	103.0	静岡市	96.9	大阪市
市区町村	103.6	静岡県熱海市 静岡県三島市	79.6	大分県姫島村

(3) ラスパイレス指数の推移



※参考値:給与改定・臨時特例法による国家公務員の給与削減措置がないとした場合の値。

(4) その他

- ・地域手当補正後ラスパイレス指数 全地方公共団体平均 99.1 (ラスパイレス指数との差 △0.1)
- ・ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値 全地方公共団体平均 98.7 (ラスパイレス指数との差 △0.5)

1 地方公務員給与実態調査結果等

1	ラスパイレス指数等の状況	P1
(1)	団体区分別の推移	P1
(2)	分布状況の推移	P1
(3)	都道府県のラスパイレス指数の状況	P2
(4)	指定都市のラスパイレス指数の状況	P2
(5)	中核市のラスパイレス指数の状況	P3
(6)	市区町村のラスパイレス指数の状況	P4
2	平均給与月額	P6
3	特殊勤務手当	P8
【参考】	地域手当補正後ラスパイレス指数	P9
【参考】	ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値	P10

平成31年3月

総務省

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当：高橋調査官・橋高係長

電話：03-5253-5551(直)

03-5253-5111(代)(内線23244、23252)

FAX：03-5253-5553

1 ラスパイレス指数等の状況

(1) 団体区別の推移

<第1表 団体区別ラスパイレス指数(一般行政職)>

区 分	S 49.4.1	H 10.4.1	H 20.4.1	H 29.4.1	H 30.4.1	増 減	
						S49→H30	H29→H30
全地方公共 団体平均	110.6	101.3	98.7	99.2	99.2	△ 11.4	0.0
都道府県	111.3	103.3	99.4	100.2	100.1	△ 11.2	△ 0.1
指定都市	116.1	104.4	101.6	99.9	100.3	△ 15.8	0.4
市	113.8	102.1	98.3	99.1	99.1	△ 14.7	0.0
町 村	99.2	96.1	94.2	96.4	96.4	△ 2.8	0.0
特別区	-	103.2	101.8	99.6	100.1	-	0.5

※1 S49.4.1の全地方公共団体平均(110.6)は、過去最高値。

※2 S49.4.1現在の全地方公共団体平均は、特別区を含んでいない。

(2) 分布状況の推移

<第2表 全地方公共団体のラスパイレス指数の分布状況(一般行政職)>

(団体数)

区 分	S 49.4.1	H 10.4.1	H 20.4.1	H 29.4.1	H 30.4.1	増 減		
						S49→H30	H29→H30	
110以上	(23.9%) 793	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	△ 793	0	
105以上	(17.3%) 574	(2.4%) 79	(0.1%) 1	(0.0%) 0	(0.0%) 0	△ 574	0	
100以上105未満	(18.9%) 628	(25.0%) 825	(13.7%) 254	(18.1%) 323	(18.8%) 336	△ 292	13	
100未満	(39.8%) 1,321	(72.6%) 2,398	(86.3%) 1,603	(81.9%) 1,465	(81.2%) 1,452	131	△ 13	
内 訳	(39.8%) 1,321	95以上 100未満	(42.5%) 1,405	(45.2%) 839	(61.9%) 1,107	(62.1%) 1,110	131	3
		90以上 95未満	(23.2%) 765	(31.3%) 581	(17.9%) 320	(16.9%) 303		△ 17
		90未満	(6.9%) 228	(9.8%) 183	(2.1%) 38	(2.2%) 39		1
合 計	(100.0%) 3,316	(100.0%) 3,302	(100.0%) 1,858	(100.0%) 1,788	(100.0%) 1,788	△ 1,528	0	

※1 S49.4.1には、特別区を含まない。

※2 S49.4.1及びS49→H30の増減のラスパイレス指数100未満の内訳については、分離できない。

(参考) 団体区別ラスパイレス指数の分布状況(一般行政職)H30.4.1現在 (団体数)

区 分	都道府県	指定都市	市	町村	特別区	
105以上	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	
100以上105未満	(53.2%) 25	(75.0%) 15	(28.8%) 222	(6.8%) 63	(47.8%) 11	
100未満	(46.8%) 22	(25.0%) 5	(71.2%) 549	(93.2%) 864	(52.2%) 12	
内 訳	(46.8%) 22	95以上 100未満	(25.0%) 5	(64.1%) 494	(62.2%) 577	(52.2%) 12
		90以上 95未満	(0.0%) 0	(7.0%) 54	(26.9%) 249	(0.0%) 0
		90未満	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.1%) 1	(4.1%) 38
合 計	(100.0%) 47	(100.0%) 20	(100.0%) 771	(100.0%) 927	(100.0%) 23	

(3) 都道府県のラスパイレス指数の状況<<指数が高い順>>

<第3表 都道府県のラスパイレス指数>

順位	都道府県名	H30.4.1	H29.4.1	
			指数	順位
1	神奈川県	102.5	102.9	2
2	静岡県	102.4	103.1	1
3	三重県	101.9	102.2	3
4	大阪府	101.6	101.6	4
5	東京都	101.4	101.6	4
6	秋田県	101.1	101.5	6
6	福岡県	101.1	101.4	8
8	茨城県	101.0	101.2	10
8	栃木県	101.0	101.4	8
8	愛知県	101.0	101.5	6
11	福島県	100.7	101.0	11
12	岡山県	100.6	100.5	20
13	山口県	100.5	100.9	13
13	佐賀県	100.5	100.7	18
15	山形県	100.4	101.0	11
15	群馬県	100.4	100.9	13
15	新潟県	100.4	100.8	15
15	兵庫県	100.4	99.7	29
15	広島県	100.4	100.5	20
20	埼玉県	100.3	100.6	19
20	山梨県	100.3	100.8	15
22	長野県	100.2	99.9	27
22	熊本県	100.2	100.8	15
24	千葉県	100.1	100.5	20

順位	都道府県名	H30.4.1	H29.4.1	
			指数	順位
25	宮城県	100.0	100.1	26
26	石川県	99.9	100.2	23
27	福井県	99.8	99.9	27
28	奈良県	99.7	100.2	23
28	和歌山県	99.7	99.7	29
28	大分県	99.7	99.7	29
31	滋賀県	99.5	100.2	23
32	岐阜県	99.4	99.5	33
33	岩手県	99.3	99.1	34
34	富山県	99.2	98.6	38
35	京都府	99.1	99.7	29
35	高知県	99.1	99.0	35
37	徳島県	98.7	98.9	36
38	北海道	98.6	98.6	38
39	沖縄県	98.5	98.8	37
40	愛媛県	98.3	98.5	40
41	長崎県	98.2	98.5	40
42	島根県	98.1	97.8	44
42	香川県	98.1	97.7	45
44	青森県	97.9	98.0	42
45	宮崎県	97.8	97.9	43
46	鹿児島県	96.6	96.8	46
47	鳥取県	95.3	94.8	47

(4) 指定都市のラスパイレス指数の状況<<指数が高い順>>

<第4表 指定都市のラスパイレス指数>

順位	指定都市名	H30.4.1	H29.4.1	
			指数	順位
1	静岡市	103.0	103.6	1
2	仙台市	102.7	102.9	3
2	北九州市	102.7	103.0	2
4	京都市	102.5	102.6	5
5	さいたま市	102.2	102.2	6
5	福岡市	102.2	102.7	4
7	千葉市	101.3	99.8	13
7	川崎市	101.3	101.2	7
9	岡山市	100.9	100.9	9
10	神戸市	100.8	101.0	8

順位	指定都市名	H30.4.1	H29.4.1	
			指数	順位
11	横浜市	100.5	100.6	11
11	熊本市	100.5	100.9	9
13	広島市	100.1	98.8	19
14	浜松市	100.0	99.6	17
14	堺市	100.0	99.7	15
16	札幌市	99.9	99.8	13
17	名古屋市	99.6	99.7	15
18	相模原市	99.5	99.9	12
19	新潟市	98.6	99.0	18
20	大阪市	96.9	94.2	20

(5) 中核市(全54市)のラスパイレス指数の状況<<指数が高い順>>

<第5表 中核市(全54市)のラスパイレス指数>

順位	中核市名	H30.4.1	H29.4.1	
			指数	順位
1	川口市	103.3	103.2	-
2	越谷市	102.8	103.7	1
3	倉敷市	102.4	101.9	4
4	宇都宮市	102.3	102.1	2
5	川越市	102.2	102.1	2
6	柏市	102.1	101.9	4
7	福島市	102.0	102.6	-
8	東大阪市	101.8	100.7	18
9	岡崎市	101.5	101.2	14
9	姫路市	101.5	101.5	10
9	西宮市	101.5	101.3	12
12	郡山市	101.3	101.5	10
12	岐阜市	101.3	101.3	12
12	福山市	101.3	101.6	8
15	いわき市	101.2	101.6	8
16	横須賀市	101.1	101.1	15
16	奈良市	101.1	101.0	16
16	高松市	101.1	101.7	7
19	富山市	100.8	100.9	17
19	豊中市	100.8	100.5	20
21	大津市	100.7	101.9	4
22	下関市	100.5	100.7	18
23	明石市	100.4	100.8	-
24	船橋市	100.3	100.2	24
24	長野市	100.3	100.5	20
24	和歌山市	100.3	99.9	29
27	豊田市	100.1	100.3	23

順位	中核市名	H30.4.1	H29.4.1	
			指数	順位
27	呉市	100.1	100.5	20
29	大分市	100.0	100.2	24
30	盛岡市	99.9	99.8	31
31	松山市	99.8	99.8	31
31	久留米市	99.8	100.1	26
33	豊橋市	99.7	99.0	39
33	八尾市	99.7	100.0	-
33	長崎市	99.7	98.9	41
33	佐世保市	99.7	99.6	33
33	鹿児島市	99.7	100.0	28
38	高崎市	99.6	99.6	33
38	宮崎市	99.6	100.1	26
40	金沢市	99.4	99.5	35
40	高知市	99.4	99.9	29
42	松江市	99.3	99.6	-
43	秋田市	99.1	99.1	38
43	高槻市	99.1	99.0	39
45	旭川市	99.0	98.7	44
45	八戸市	99.0	98.8	43
45	前橋市	99.0	99.3	36
48	尼崎市	98.9	98.9	41
49	枚方市	98.8	99.2	37
50	八王子市	98.7	98.7	44
51	函館市	98.0	97.8	46
52	那覇市	97.6	97.6	47
53	鳥取市	97.5	98.0	-
54	青森市	97.0	94.5	48

※福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市及び松江市は、平成30年4月1日に中核市に移行した。

(6) 市区町村(指定都市及び中核市を除く全1,667団体)のラスパイルス指数の状況

<第6表 市区町村のラスパイルス指数上位50団体及び下位50団体>

(上位団体)

順位	市区町村名		H30.4.1	H29.4.1	
				指数	順位
1	静岡県	熱海市	103.6	102.9	9
1	静岡県	三島市	103.6	102.5	17
3	埼玉県	上尾市	103.4	103.5	2
3	千葉県	芝山町	103.4	103.5	2
3	静岡県	袋井市	103.4	102.3	23
6	千葉県	木更津市	103.2	102.0	39
7	埼玉県	八潮市	103.1	103.1	8
8	静岡県	藤枝市	102.9	102.6	13
9	京都府	大山崎町	102.8	102.1	34
10	埼玉県	入間市	102.7	102.2	27
10	静岡県	沼津市	102.7	102.1	34
10	京都府	宇治市	102.7	103.6	1
13	東京都	福生市	102.5	102.1	34
13	神奈川県	南足柄市	102.5	102.1	34
13	広島県	竹原市	102.5	102.5	17
16	千葉県	富津市	102.4	102.9	9
16	千葉県	袖ヶ浦市	102.4	99.4	351
16	東京都	羽村市	102.4	101.8	52
16	神奈川県	座間市	102.4	102.0	39
16	静岡県	富士市	102.4	102.7	11
21	静岡県	富士宮市	102.3	101.7	55
22	千葉県	八千代市	102.2	101.6	64
22	愛知県	豊川市	102.2	102.0	39
24	千葉県	市川市	102.1	103.3	5
24	愛知県	蒲郡市	102.1	101.4	82
24	愛知県	尾張旭市	102.1	102.4	20
24	三重県	四日市市	102.1	102.3	23
28	千葉県	印西市	102.0	102.2	27
28	東京都	武蔵野市	102.0	103.2	6

順位	市区町村名		H30.4.1	H29.4.1	
				指数	順位
28	愛知県	東海市	102.0	101.9	46
28	三重県	朝日町	102.0	100.6	165
28	兵庫県	芦屋市	102.0	102.5	17
33	埼玉県	桶川市	101.9	102.3	23
33	千葉県	佐倉市	101.9	101.6	64
33	静岡県	掛川市	101.9	101.6	64
33	福岡県	大野城市	101.9	101.5	77
37	福島県	相馬市	101.8	101.4	82
37	埼玉県	蕨市	101.8	102.6	13
37	千葉県	鎌ヶ谷市	101.8	101.6	64
37	千葉県	九十九里町	101.8	101.6	64
41	千葉県	東金市	101.7	101.6	64
41	神奈川県	平塚市	101.7	101.7	55
41	神奈川県	海老名市	101.7	102.4	20
41	神奈川県	葉山町	101.7	102.2	27
41	静岡県	御殿場市	101.7	102.2	27
41	静岡県	湖西市	101.7	101.2	96
41	三重県	鈴鹿市	101.7	101.3	89
41	滋賀県	草津市	101.7	101.7	55
41	滋賀県	守山市	101.7	100.4	190
50	埼玉県	熊谷市	101.6	101.7	55
50	埼玉県	朝霞市	101.6	100.9	127
50	千葉県	習志野市	101.6	101.2	96
50	東京都	中央区	101.6	101.1	109
50	東京都	練馬区	101.6	100.6	165
50	神奈川県	藤沢市	101.6	101.9	46
50	京都府	城陽市	101.6	102.3	23
50	福岡県	行橋市	101.6	102.0	39
50	大分県	由布市	101.6	99.8	277

(下位団体)

順位	市区町村名		H30.4.1	H29.4.1	
				指数	順位
1	大分県	姫島村	79.6	79.2	2
2	東京都	青ヶ島村	81.0	77.5	1
3	沖縄県	与那国町	82.3	84.6	4
4	東京都	御蔵島村	83.8	85.5	7
5	沖縄県	多良間村	84.0	83.0	3
6	新潟県	粟島浦村	84.9	85.4	6
7	鹿児島県	与論町	85.9	85.0	5
8	京都府	笠置町	86.6	89.1	26
9	長野県	壳木村	87.1	92.2	98
10	奈良県	河合町	87.8	87.7	16
11	鹿児島県	徳之島町	88.1	87.6	15
11	沖縄県	粟国村	88.1	90.5	47
13	山梨県	小菅村	88.2	89.2	27
13	沖縄県	伊平屋村	88.2	87.2	10
15	秋田県	八郎潟町	88.3	87.2	10
16	青森県	大鱈町	88.5	89.3	31
17	宮城県	山元町	88.7	94.5	301
18	鹿児島県	伊仙町	88.9	87.8	17
19	熊本県	御船町	89.0	96.2	535
20	愛知県	東栄町	89.1	90.6	49
21	沖縄県	座間味村	89.2	87.3	12
21	沖縄県	南大東村	89.2	87.1	9
23	石川県	穴水町	89.3	88.4	20
23	和歌山県	高野町	89.3	90.8	55
23	沖縄県	東村	89.3	90.9	57
23	沖縄県	北大東村	89.3	88.0	18
27	奈良県	下北山村	89.4	88.4	20

順位	市区町村名		H30.4.1	H29.4.1	
				指数	順位
28	東京都	三宅村	89.5	89.0	23
28	奈良県	上北山村	89.5	91.7	71
30	東京都	八丈町	89.6	88.0	18
30	富山県	舟橋村	89.6	90.6	49
32	群馬県	神流町	89.7	89.2	27
32	福井県	池田町	89.7	87.4	14
32	長野県	泰阜村	89.7	86.6	8
35	北海道	夕張市	89.9	87.3	12
35	岩手県	田野畑村	89.9	92.3	104
35	群馬県	上野村	89.9	90.7	53
35	東京都	新島村	89.9	90.8	55
35	鳥取県	日野町	89.9	90.9	57
40	福井県	高浜町	90.0	91.8	76
40	長野県	野沢温泉村	90.0	90.6	49
42	東京都	大島町	90.1	89.9	36
43	石川県	宝達志水町	90.2	89.4	32
43	愛媛県	愛南町	90.2	89.0	23
45	長野県	原村	90.3	90.5	47
45	奈良県	天川村	90.3	89.0	23
47	奈良県	下市町	90.4	92.3	104
48	青森県	黒石市	90.5	89.4	32
49	大阪府	泉佐野市	90.6	91.2	63
50	宮城県	亘理町	90.8	90.1	42
50	秋田県	井川町	90.8	90.2	44
50	長野県	阿南町	90.8	91.2	63
50	奈良県	三宅町	90.8	89.2	27

2 平均給与月額

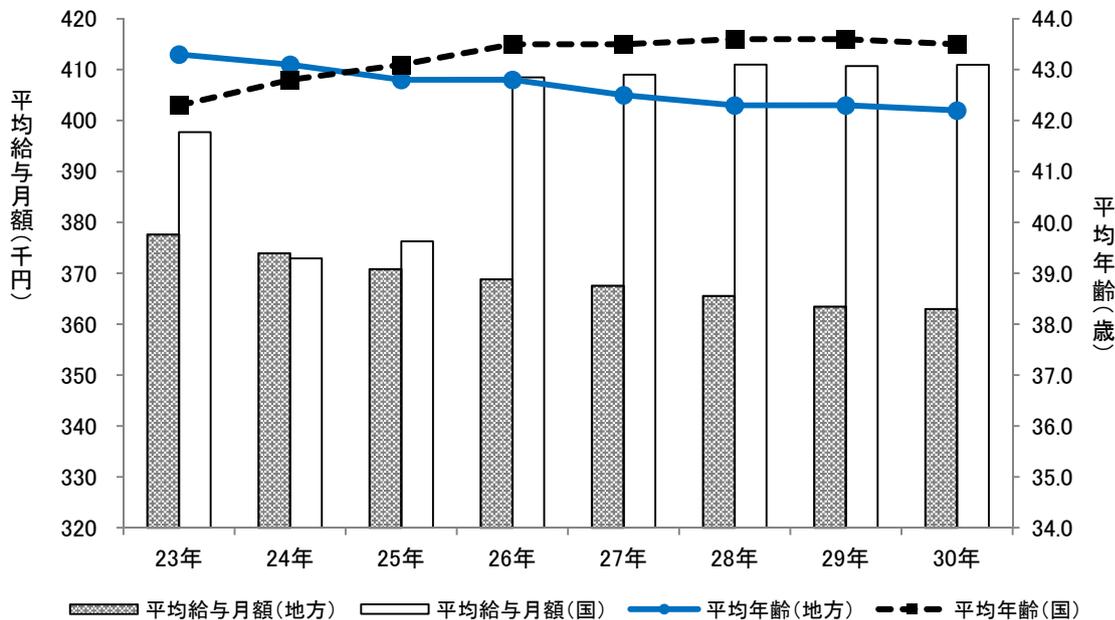
<第7表> 平均給与月額の推移(全地方公共団体・一般行政職)

(単位:円)

区分		23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
地方	平均給与月額	377,625	373,923	370,822	368,817	367,557	365,549	363,448	362,973
	平均給料月額	334,379	331,189	328,842	326,969	325,130	321,689	319,492	318,639
	諸手当月額	43,246	42,734	41,980	41,848	42,427	43,860	43,956	44,334
国	平均給与月額	397,723	372,906	376,257	408,472	408,996	410,984	410,719	410,940
	平均俸給月額	327,205	304,944	307,220	335,000	334,283	331,816	330,531	329,845
	諸手当月額	70,518	67,962	69,037	73,472	74,713	79,168	80,188	81,095

※諸手当月額は、比較のため、国の公表資料と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

※国家公務員の平均給与月額のうち、平成24年及び25年は給与改定・臨時特例法による給与減額措置後の値である。



<第8表> 団体区分別平均給与月額(一般行政職・H30)

(単位:歳・円)

団体区分	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
全地方公共団体	42.2	318,639	82,603	401,242	362,973
都道府県	43.1	327,050	86,859	413,909	369,953
指定都市	41.8	319,966	107,658	427,624	379,849
市	41.9	316,919	76,913	393,832	358,338
町村	41.3	302,667	48,961	351,628	330,969
特別区	41.2	307,876	120,886	428,762	386,614
国	43.5	329,845	—	—	410,940

※「平均給料月額」とは、給料の調整額を含む。

※「諸手当月額」とは、月ごとに支払われることとされている扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものである。

(期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、特定任期付職員業績手当及び災害派遣手当は含まない。)

※「平均給与月額」とは、平均給料月額と諸手当月額を合計したものであり、「平均給与月額(国比較ベース)」とは、比較のため国の公表資料と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

<第9表 職種別平均給与月額(全地方公共団体)>

(単位:歳・円)

職種区分	年	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	国家公務員			
							平均年齢	平均俸給月額	平均給与月額	
全職種	H30	41.9	329,673	85,876	415,549	374,163	43.1	339,120	417,230	
	H29	42.0	330,706	85,305	416,011	374,758	43.2	339,980	416,969	
主な内訳	一般行政職	H30	42.2	318,639	82,603	401,242	362,973	43.5	329,845	410,940
		H29	42.3	319,492	82,655	402,147	363,448	43.6	330,531	410,719
	技能労務職	H30	50.5	317,277	63,154	380,431	356,487	50.7	286,817	328,637
		H29	50.1	317,632	60,674	378,306	356,920	50.6	286,833	328,360
	高等学校教育職	H30	44.8	375,275	66,081	441,356	416,207	—	—	—
		H29	44.8	377,218	64,432	441,650	417,629	—	—	—
	小・中学校教育職	H30	42.6	357,441	59,767	417,208	399,747	—	—	—
		H29	42.8	359,806	58,656	418,462	401,345	—	—	—
	警察職	H30	38.4	320,732	135,496	456,228	368,727	41.3	317,397	374,941
		H29	38.4	320,446	135,897	456,343	368,063	41.2	315,864	371,729

※ 平均給料月額とは、給料の調整額及び教職調整額を含む。

※ 諸手当月額、平均給与月額及び平均給与月額(国比較ベース)は、第8表と同じ。

※ 「高等学校教育職」には特別支援学校、専修・各種学校の教員を含み、「小・中学校教育職」には幼稚園の教員を含む。

※ 国家公務員の数値については、「国家公務員給与等実態調査(人事院)」の結果によるものであり、一般行政職は行政職俸給表(一)、技能労務職は行政職俸給表(二)、警察職は公安職俸給表(一)の数値である。

3 特殊勤務手当

<第10表 団体区分別特殊勤務手当(4月分支給額・全職種・職員1人当たり)>

団体区分	H20		H29		H30		H29 → H30		H20 → H30	
	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり
全地方公共 団 体	(百万円) 14,537	(円) 5,011	(百万円) 15,973	(円) 5,820	(百万円) 16,569	(円) 6,050	(百万円) 596	(円) 230	(百万円) 2,032	(円) 1,039
都道府県	6,172	3,946	6,980	5,023	7,493	5,397	513	374	1,321	1,451
指定都市	1,167	4,813	1,412	4,040	1,418	4,133	6	93	251	△ 680
市	5,167	6,710	5,239	7,449	5,297	7,524	58	75	130	814
町 村	606	3,774	516	3,752	528	3,823	12	71	△ 78	49
特別区	77	1,167	48	784	51	822	3	38	△ 26	△ 345

<第11表 職種別特殊勤務手当 職種別職員数及び職員1人当たり支給額(4月分)の推移>

職種区分	H20		H29		H30		H29→H30	H20→H30
	職員数	職員1人 当たり	職員数	職員1人 当たり	職員数	職員1人 当たり	職員1人 当たり	職員1人 当たり
全 職 種	(人) 2,901,021	(円) 5,011	(人) 2,744,438	(円) 5,820	(人) 2,738,755	(円) 6,050	(円) 230	(円) 1,039
一 般 行 政 職	882,697	506	845,532	385	850,430	368	△ 17	△ 138
医師・歯科医師職	16,797	193,552	10,603	234,732	10,373	230,574	△ 4,158	37,022
看護・保健職	119,857	14,044	87,258	12,486	86,121	12,415	△ 71	△ 1,629
消 防 職	155,621	6,029	159,524	6,003	160,517	5,983	△ 20	△ 46
高等学校教育職	243,544	2,746	242,715	5,783	241,623	6,987	1,204	4,241
小・中 学 校 教 育 職	613,704	1,804	597,823	3,716	594,925	4,081	365	2,277
警 察 職	252,917	9,562	260,431	7,994	261,653	8,016	22	△ 1,546

※ 「高等学校教育職」には特別支援学校、専修・各種学校の教員を含み、「小・中学校教育職」には幼稚園の教員を含む。

(参考) 1人当たりの手当支給額の多い職種における特殊勤務手当の例

区 分	特殊勤務手当の例
医師・歯科医師職	・緊急診療手当(緊急の診療業務のため、勤務時間外に待機を命ぜられ、緊急業務に従事したとき)など
看護・保健職	・救急呼出手当(勤務時間外に救急業務に従事したとき)など
消防職	・消防業務手当(火災その他災害等の現場に出動した場合) ・緊急出動手当(緊急の業務のため出動した場合)など
高等学校教育職 小・中学校教育職	・教員特殊業務手当(災害時の緊急業務、引率指導業務、部活動の指導に従事したとき) ・教育業務連絡指導手当(学年主任等に対し支給)など
警察職	・銃器犯罪捜査従事手当(銃器を使用した犯人等の逮捕業務) ・爆発物処理作業手当(爆発物の回収、解体、爆破等の業務)など

[参考] 地域手当補正後ラスパイレス指数

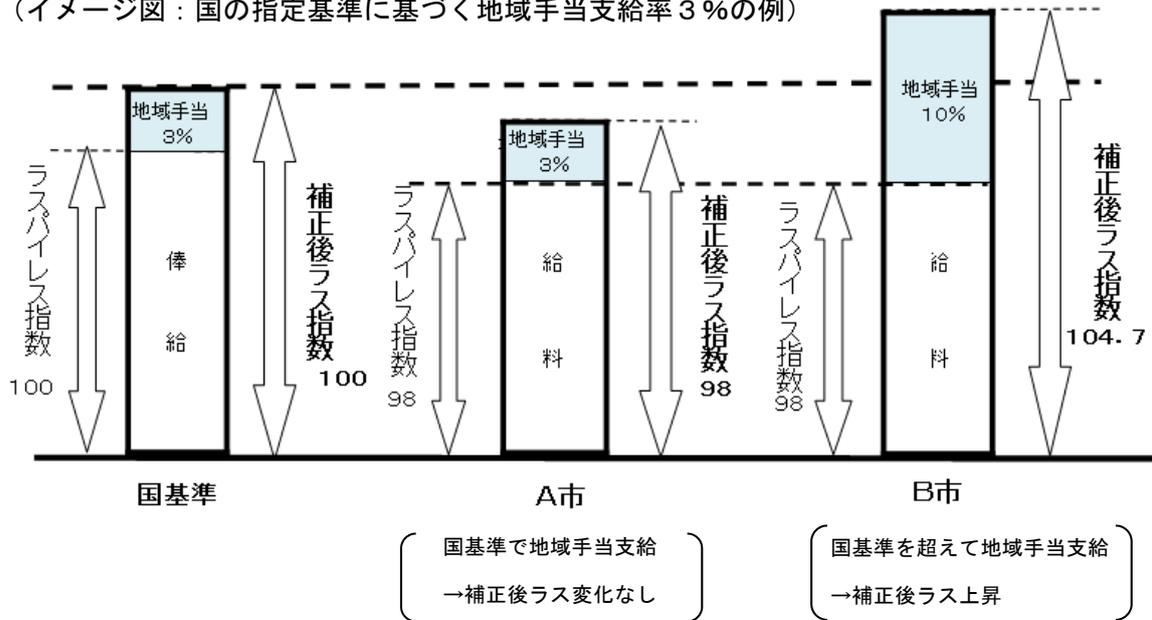
平成18年度からの国の給与構造改革に伴い、給料表の引き下げとともに、地域の民間賃金水準を基礎とした客観的な支給基準に基づく地域手当が導入されたことから、地域手当を加味した、地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数）を参考として算出したものである。

1 地域手当補正後ラスパイレス指数の算出方法

$$\text{地域手当補正後ラスパイレス指数} = \text{補正前のラスパイレス指数} \times \frac{1 + \text{当該団体の地域手当支給率}}{1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率}^{\ast}}$$

※都道府県及び合併市町村については、分母を「1+国の指定基準に基づく地域手当の都道府県・合併市町村職員への加重平均支給率」として算出。

(イメージ図：国の指定基準に基づく地域手当支給率3%の例)



2 地域手当補正後ラスパイレス指数（団体区分別平均）

区 分	ラスパイレス指数	地域手当補正後	差 引 B - A
	A	ラスパイレス指数 B	
全地方公共団体	99.2	99.1	△ 0.1
都 道 府 県	100.1	99.8	△ 0.3
指 定 都 市	100.3	100.3	0.0
市	99.1	99.1	0.0
町 村	96.4	96.6	0.2
特 別 区	100.1	100.1	0.0

[参考] ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値

国の本府省の事務次官や局長等の指定職俸給表適用職員については、その職務と責任が特殊であり、給与制度についても昇給制度の適用がなく扶養手当などが支給されない等、行政職俸給表（一）適用職員と異なることから、地方公務員の一般行政職と比較するラスパイレス指数の対象には含めていない。

しかし、地方公共団体から指定職を含めてラスパイレス比較を行った数値の算出要望が多く出ていることを踏まえ、試みとして算出したものである。

1 指定職俸給表が適用される範囲

人事院規則九一二（俸給表の適用範囲）（抄）

（指定職俸給表の適用範囲）

第十五条 指定職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。

- 一 事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官
- 二 外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第三項の庁をいう。）の長官
- 三 会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣府審議官、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視總監、金融国際審議官、総務審議官、外務審議官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官
- 四 国家行政組織法第三条第二項の省、会計検査院事務総局、人事院事務総局、内閣府、公正取引委員会事務総局、警察庁及び金融庁の官房長及び局長
- 五 気象大学校長及び海上保安大学校長
- 六 経済社会総合研究所長
- 七 規模の大きい試験所若しくは研究所又は困難な研究を行う試験所若しくは研究所の長（前号に掲げる職員を除く。）で指令で指定するもの
- 八 規模の大きい病院若しくは療養所又は困難な医療業務を行う病院若しくは療養所の長で指令で指定するもの
- 九 その他前各号に掲げる職員に準ずる職員で指令で指定するもの

指定職俸給表適用職員数（平成30年4月1日現在） 915人
 （行政職俸給表（一）適用職員数（ " ） 140,093人）

2 ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値（団体区分別平均）

＜試算方法＞

- ① 指定職俸給表適用職員については、上記915人全てを含める。
- ② 指定職には管理職手当が支給されず、指定職の俸給額（給料額）には管理職手当相当額も含まれていると考えられることから、管理職手当相当額を減じて計算する。
- ③ ①②を踏まえて、「平成30年国家公務員給与等実態調査」による「行政職俸給表（一）」と「指定職俸給表」の2つの集計表の「人員」「平均俸給額」を、経験年数階層別・学歴別に合算して仮定計算した「平均俸給額」を算出し、これを用いてラスパイレス指数と同様に算出する。

平成30年4月1日現在

区 分	ラスパイレス指数 A	指定職を含めた 場合の試算値 B	差 引 B - A
全地方公共団体	99.2	98.7	△ 0.5
都 道 府 県	100.1	99.5	△ 0.6
指 定 都 市	100.3	99.7	△ 0.6
市	99.1	98.5	△ 0.6
町 村	96.4	95.8	△ 0.6
特 別 区	100.1	99.5	△ 0.6

2 他の給与関連調査結果

<参考1>

給与制度・運用の適正化状況 P1

<参考2>

地方公務員給与の「わたり」の状況について P2

<参考3>

地方公務員の地域手当について P5

<参考4>

地方公務員の自宅に係る住居手当について P6

<参考5>

技能労務職員の給与について P8

平成31年3月

総務省

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当：高橋調査官・小比類巻係長

電話：03-5253-5551(直)

03-5253-5111(代)(内線23244、23248)

<参考1>

給与制度・運用の適正化状況

平成29年度中において、給料表の適正化等給料の水準適正化のための措置を講じた団体は延べ73団体。また、諸手当や退職手当の適正化の取組を行った団体は延べ151団体であった。

○ 平成29年度中における給与適正化等の状況

(単位: 団体)

区 分	初任給基準 の 是 正	わたり の適正化	給料表 の適正化	退職時特別 昇給等の 適正化	小 計 (A)
都道府県	0	0	0	0	0
指定都市	0	0	0	0	0
市 区	4	4	41	1	50
町 村	2	0	13	8	23
計	6	4	54	9	73

区 分	諸手当の適正化			退職手当 の 是 正	小 計 (B)	合 計 (A) + (B)
	特殊勤務 手 当	住居手当	その他の 手 当			
都道府県	4	0	3	0	7	7
指定都市	0	0	0	0	0	0
市 区	26	22	21	34	103	153
町 村	13	6	22	0	41	64
計	43	28	46	34	151	224

(注) 団体数は部分的な取組を含み、合計は延べ数である。

地方公務員給与の「わたり」の状況について

地方公務員給与の「わたり」とは、

- ① 給与決定に際し、等級別基準職務表に適合しない級へ格付を行うこと
 - ② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる等級別基準職務表又は給料表を定めること
- により、給与を支給することをいう。

○ 地方公務員法第24条第1項
職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。（職務給の原則）

「わたり」の制度のある団体（平成30年4月1日時点）

「わたり」の制度のある団体は **8 団体**（0.4%）

〔対前年度比：▲4 団体〕

（単位：団体）

区分	平成30年 4月1日時点	平成29年 4月1日時点	H30-H29	（参考） 平成21年 4月1日時点
全 団 体	8/1,788 (0.4%)	12/1,788 (0.7%)	▲4 団体	221/1,847 (12.0%)
都道府県	0/47 (0.0%)	0/47 (0.0%)	増減なし	3/47 (6.4%)
指定都市	0/20 (0.0%)	0/20 (0.0%)	増減なし	1/18 (5.6%)
市	6/771 (0.8%)	10/771 (1.3%)	▲4 団体	127/765 (16.6%)
町 村	2/927 (0.2%)	2/927 (0.2%)	増減なし	90/994 (9.1%)
特別区	0/23 (0.0%)	0/23 (0.0%)	増減なし	0/23 (0.0%)

※ 各欄において、分子は「わたり」の制度がある団体数を、分母は区分別団体数を示す。

<参考2-②>

○ 地方公務員給与の「わたり」に係る状況

平成30年4月1日現在

都道府県名	団体数 (団体)	人数 (人)	市区町村名	対前年度比	
				(団体)	(人)
北海道	2	1	東神楽町、音威子府村	0	▲ 1
大阪府	5	1,273	池田市、高槻市、貝塚市、茨木市、泉南市	▲ 1	▲ 146
奈良県	0	0		▲ 1	▲ 132
広島県	0	0		▲ 1	▲ 269
宮崎県	1	11	日向市	▲ 1	▲ 12
合計	8	1,285		▲ 4	▲ 560

<参考2-③>

○「わたり」の制度を廃止済みの団体(経過的に実態が残っているもの)

平成30年4月1日現在

1 都道府県

青森県、岩手県、山形県、福島県、埼玉県、千葉県、新潟県、愛知県、京都府、熊本県、沖縄県

2 指定都市

浜松市、熊本市

3 市町村 (指定都市を除く)

北海道	室蘭市、帯広市、苫小牧市、登別市、松前町、芽室町
青森県	弘前市、黒石市
秋田県	秋田市
山形県	鶴岡市、上山市
福島県	郡山市
東京都	武蔵野市、小平市、日野市
神奈川県	横須賀市、小田原市
長野県	伊那市
静岡県	熱海市、伊東市
大阪府	岸和田市、池田市、摂津市、四條畷市、熊取町
奈良県	奈良市、生駒市、大和郡山市、田原本町
岡山県	津山市
広島県	呉市、三次市
香川県	坂出市
高知県	香美市
大分県	大分市、別府市、佐伯市、杵築市、宇佐市
宮崎県	小林市、串間市、えびの市
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、出水市、西之表市、薩摩川内市、霧島市、南さつま市、伊佐市

※ 参考2-②、参考2-③と重複がある団体は、「わたり」の制度が一部残っている団体である。

<参考3>

地方公務員の地域手当について

全地方公共団体の約3割の団体において、地域手当を支給している。そのうち、国基準を上回る支給率である団体は、67団体。

○ 地域手当の支給状況(平成30年4月1日時点)

区分	地域手当 支給団体数	国基準との比較			区分別 団体数
		同様	上回る	下回る	
全地方公共団体	468 (26.2%)	338 (18.9%)	67 (3.7%)	66 (3.7%)	1,788
都道府県	32 (68.1%)	5 (10.6%)	2 (4.3%)	25 (53.2%)	47
指定都市	19 (95.0%)	19 (95.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20
市町村	394 (23.2%)	291 (17.1%)	65 (3.8%)	41 (2.4%)	1,698
特別区	23 (100.0%)	23 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23

※国の支給地域であるが、実際には地域手当を支給していない団体(3団体)が一部にみられるため、地域手当支給団体数欄から除いている。

※割合は、区分別団体数に対するものである。

○ 国基準を上回る支給率の団体

区分	団体数	団体名
都道府県分	2	東京都、長野県
市町村分	65	
内 訳	茨城県	1 東海村
	群馬県	1 中之条町
	埼玉県	4 川口市、所沢市、戸田市、三芳町
	千葉県	5 木更津市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、芝山町
	東京都	8 三鷹市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
	神奈川県	10 藤沢市、綾瀬市、寒川町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、愛川町、清川村
	山梨県	1 昭和町
	静岡県	4 湖西市、清水町、長泉町、小山町
	愛知県	13 豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、碧南市、安城市、小牧市、東海市、大府市、高浜市、飛島村、武豊町、幸田町
	三重県	2 朝日町、川越町
	京都府	2 大山崎町、久御山町
	兵庫県	2 稲美町、播磨町
	香川県	1 さぬき市
福岡県	11 筑紫野市、宗像市、古賀市、篠栗町、須恵町、久山町、芦屋町、岡垣町、遠賀町、苅田町、みやこ町	

地方公務員の自宅に係る住居手当について

全地方公共団体の8割以上の団体（1,578団体／1,788団体、88.3%）が、自宅に係る住居手当を廃止している。

国においては、平成21年に自宅に係る住居手当が廃止されており、総務省としては、地方公共団体においても、廃止を基本とした見直しを行うことを助言している。

自宅に係る住居手当の制度のある団体（平成30年4月1日時点）

自宅に係る住居手当の制度のある団体は **210団体（11.7%）**

〔対前年比：▲28団体〕

（単位：団体）

区 分	平成30年 4月1日時点	平成29年 4月1日時点	H30—H29
全 団 体	210／1,788 (11.7%)	238／1,788 (13.3%)	▲28団体
都道府県	0／47 (0.0%)	0／47 (0.0%)	0団体
指定都市	1／20 (5.0%)	1／20 (5.0%)	0団体
市町村	209／1,698 (12.3%)	237／1,698 (14.0%)	▲28団体
特別区	0／23 (0.0%)	0／23 (0.0%)	0団体

※各欄において、分子は自宅に係る住居手当の制度のある団体数を、分母は区分別団体数を示す。
 ※「制度がない団体」には経過措置を設けている団体も含む。

自宅に係る住居手当の制度が残っている団体（平成30年4月1日現在）

○都道府県(0団体)

○指定都市(1団体)：神戸市

○市区町村(指定都市を除く)

都道府県名	制度が残っている 団体数	市区町村数
北海道	111	178
北海道	0	40
青森県	0	33
岩手県	0	34
宮城県	0	25
秋田県	0	35
山形県	0	59
福島県	1	44
茨城県	0	25
栃木県	0	35
群馬県	0	62
埼玉県	28	53
千葉県	0	62
東京都	0	30
神奈川県	19	29
新潟県	0	15
富山県	0	19
石川県	0	17
福井県	0	27
山梨県	0	77
長野県	0	42
岐阜県	0	33
静岡県	4	53
愛知県	0	29
三重県	8	19
滋賀県	0	25
京都府	1	41
大阪府	1	40
兵庫県	9	39
奈良県	4	30
和歌山県	5	19
鳥取県	0	19
島根県	0	26
岡山県	0	19
広島県	0	24
山口県	5	17
徳島県	0	20
香川県	0	34
愛媛県	1	58
高知県	0	20
福岡県	7	21
佐賀県	0	44
長崎県	0	18
熊本県	0	26
大分県	5	43
宮崎県	0	41
鹿児島県	0	
沖縄県	0	
合計	209	1,721

<参考5>

技能労務職員の給与について

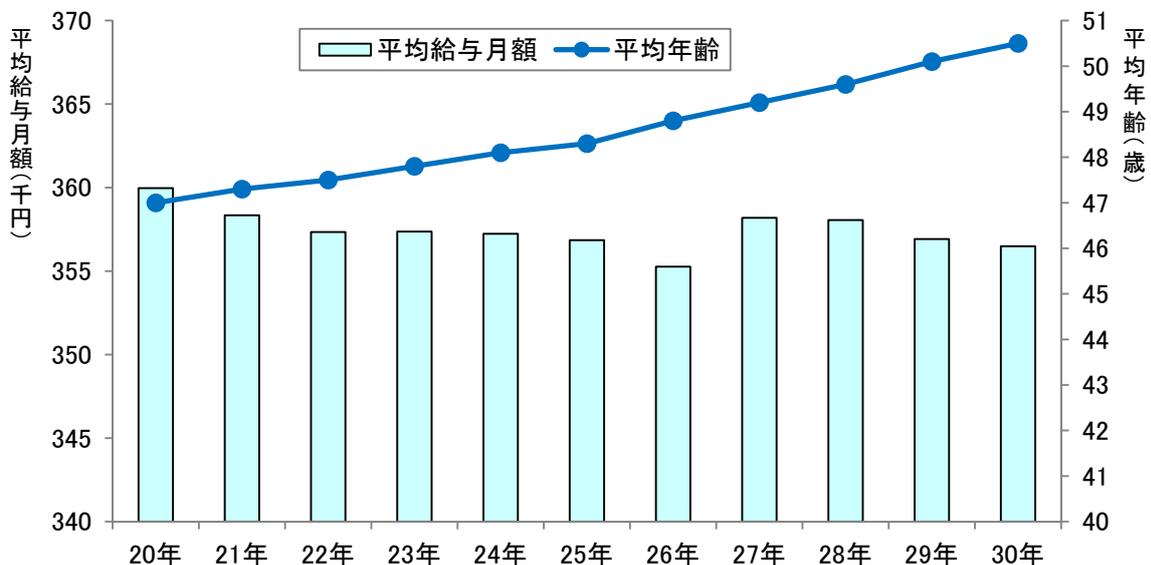
技能労務職員の給与は、近年、平均年齢が上昇する中で抑制基調で推移している。

○ 技能労務職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額

区分	地方公務員				国家公務員			
	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	対前年増減率 (%)	平均年齢 (歳)	平均俸給月額 (円)	平均給与月額 (円)	対前年増減率 (%)
全地方公共 団体平均	50.5	317,277	356,487	△ 0.12	50.7	286,817	328,637	0.08
都道府県	52.9	324,106	357,326	△ 0.68				
指定都市	49.8	320,394	376,933	0.21				
市	50.3	323,262	352,811	△ 0.23				
町村	50.4	286,023	299,108	△ 0.08				
特別区	51.8	301,331	372,819	△ 0.21				

※1 「平均給与月額」は、比較のため国の公表資料と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

※2 国家公務員については、行政職俸給表(二)の数値である。



(単位：円、歳)

	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
平均給与月額	359,968	358,347	357,334	357,370	357,233	356,855	355,261	358,186	358,060	356,920	356,487
平均給料月額	322,142	319,982	319,174	319,086	318,959	319,325	318,107	320,291	318,209	317,632	317,277
諸手当月額	37,826	38,365	38,160	38,284	38,274	37,530	37,154	37,895	39,851	39,288	39,210
平均年齢	47.0	47.3	47.5	47.8	48.1	48.3	48.8	49.2	49.6	50.1	50.5

(参考)

技能労務職員の給与については、一般行政職と異なり、労使交渉を経て労働協約を締結することができるが、法律上、職務の内容や責任に応ずるものとしなければならない、また、同一又は類似の職種に従事する民間従業者との均衡を考慮して定めなければならないとされている(地方公営企業法第38条、地方公営企業等の労働関係に関する法律第7条、附則第5項)。